

尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会

第5回委員会

日時：平成29年01月25日（水）10:30～12:00

場所：尾原ダム管理支所 会議室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - (1) 尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会規約
 - (2) 第4回委員会以降の取組経過の報告
 - (3) 平成28年度のプロジェクトの実施状況
 - (4) 水源地域ビジョンの更新（案）
 - (5) 平成29年度の実施プロジェクト（案）
 - (6) その他
5. 閉会

●配布資料

- ・資料-1：尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会規約
- ・資料-2：第4回委員会以降の取組経過の報告
- ・資料-3：平成28年度のプロジェクトの実施状況
- ・資料-4：水源地域ビジョンの更新（案）
- ・資料-5：平成29年度の実施プロジェクト（案）

第5回尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会 出席者名簿

(敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
島根大学 教育学部 教授	作 野 広 和	
温泉地区地域自主組織「ダム湖の郷」 会長	勝 部 博	
布勢地区自治会長会 会長	石 原 肇	
とんぼの会 会長	景 山 孝 志	
雲南市 市長	速 水 雄 一	
奥出雲町 町長	勝 田 康 則	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課長	横 川 裕	
島根県 雲南県土整備事務所長	高 橋 裕 司	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長	柴 田 亮	

座席表

雲南市 市長
速水 雄一



島根大学 教育学部
教授
作野 広和



温泉地区地域自主組織
「ダム湖の郷」会長
勝部 博



布勢地区自治会長会
会長
石原 肇



とんぼの会
会長
景山 孝志



奥出雲町
町長
勝田 康則



島根県土木部
斐伊川神戸川対策課長
横川 裕



島根県
雲南県土整備事務所長
高橋 裕司



国土交通省中国地方整備局
出雲河川事務所長
柴田 亮



(事務局)



(記者席)



(傍聴席)



「尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会」設立趣意

雲南市と奥出雲町は、一級河川斐伊川の源流をなす深い森林や美しい清流、豊かな自然環境を有し、流域には、国指定名勝天然記念物「鬼の舌震」、桜百選に選ばれた「斐伊川堤防桜並木」などの名所が数多く存在し、主要な地域資源を有しています。

現在、尾原ダム周辺では、「尾原ダム・さくらおろち湖祭り」など、地域に根付いた集客力のあるイベントが行われています。

また、湖面を利用したボート競技施設、ダム湖周回道路を利用した自転車競技施設が整備され、「道の駅 おろちの里」や「佐白温泉 長者の湯」、「要害山交流拠点施設 みざわの館」、「下布施農村体験施設」などの施設と連携するなかで、地域の新たな資源として活用されています。

このような中、尾原ダム水源地域では、当地域が有する様々な資源と尾原ダムの積極的な活用等によって水源地域の自立的・持続的な活性化を図るため、雲南市、奥出雲町、地元住民、関係行政機関、ダム管理者等による「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」を平成 24 年 9 月に設立し、平成 25 年 9 月 13 日に「尾原ダム水源地域ビジョン」を策定しました。

今後は、水源地域の多様な関係者の結びつきを充実させることによって、流域圏の恵みの源を守り、育むとともに、水源地域の魅力を磨き、活かしながら、自立的・持続的発展を目指していきます。

この「尾原ダム水源地域ビジョン」の着実な実施のためには、地域住民等への情報提供や理解と協力の呼びかけを行うとともに、関係組織相互の支援を働きかけ、協働・連携を実施しながら、状況や水源地域の満足度等を確認するなど、必要に応じて「尾原ダム水源地域ビジョン」の修正・追加等を行うフォローアップが不可欠です。そのため、「尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会」を設立し、「尾原ダム水源地域ビジョン」を円滑かつ効率的に推進していきます。

平成 25 年 9 月 13 日

尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、尾原ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「尾原ダム水源地域ビジョン」（以下「水源地域ビジョン」という。）の推進と関係組織相互の協働・連携・支援等を図ることを目的とする。

(内 容)

第3条 委員会は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) 水源地域ビジョンの推進にかかる事項の検討
- (2) プロジェクトの実施内容のフォローアップ
- (3) プロジェクト実施のための関係組織相互の連携・調整・支援
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第4条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表に掲げる所属及び役職のとおりとする。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員の任期は特に設けないものとする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(議 事)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

(公 開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料は、原則として公開とする。
但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所尾原ダム管理支所及び雲南市政企画部ダム対策課、奥出雲町地域振興課、島根県雲南県土整備事務所におく。

但し、所管部署の組織が変更になった場合は、その業務を継承した部署が担うものとする。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

(規約の改正)

第8条 本規約は、委員会の委員の合意を得て、改正することができる。

（その他）

第9条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成25年9月13日から施行する。

附 則（組織変更）

本規約は、平成27年12月21日から施行する。

■別表 尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会 委員

（敬称略）

所 属 等	氏 名	備 考
島根大学 教育学部 教授	作 野 広 和	
温泉地区地域自主組織「ダム湖の郷」 会長	勝 部 博	
布勢地区自治会長会 会長	石 原 肇	
とんぼの会 会長	景 山 孝 志	
雲南市 市長	速 水 雄 一	
奥出雲町 町長	勝 田 康 則	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課長	横 川 裕	
島根県 雲南県土整備事務所長	高 橋 裕 司	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長	柴 田 亮	